

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第107号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「、センターに所長」を削り、同条を第2条とする。

第4条第1項中「及び所長」を削り、同条を第3条とする。

第5条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条本文中「、所長」を削り、同条ただし書中「場合は」の右に「、次長に事故があるときは」を加え、「、所長」を削り、同条を第7条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「、次項に定めるもののほか」を削り、同項第3号ただし書を削り、同項第11号中「不用物品の」の右に「回収、」を加え、同項第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 貯蔵物品の活用に関すること。

(13) 売却物品及び廃棄物品の処分に関すること。

第9条第1項第14号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 保管依頼に係る物品及び永年保存文書の受払い及び保管に関すること。

第9条第2項を削り、同条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)